

平成28年4月28日

筑紫ガス株式会社

平成28年熊本地震等により被災されたお客さまに対する
ガス料金の特別措置について

この度の平成28年熊本地震等により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

平成28年4月14日及び16日の熊本地震により、熊本県全域に災害救助法が適用されました。

このため、当社は、同地震に関連して平成28年4月14日以降災害救助法が適用された地域等において被災された当社の供給区域外のお客さまが、同地震に起因して当社の供給区域内に避難され、新たにガスをご使用された場合、お客さまからのお申し出に応じて、ガス料金の特別措置を講ずるために、本日、経済産業大臣にガス事業法第20条ただし書きに基づく「供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請し、下記のとおり同日認可されました。

記

1. 適用対象

平成28年熊本地震（4月14日及び16日）に関連して災害救助法が適用された地域^{*1}等において被災され、当社の供給区域外から当社供給区域内に避難されたお客さま（お客さまからのお申し出に応じて適用させていただきます。）

2. 特別措置の内容

被災されたお客さまの避難先における平成28年4月、5月および6月分のガス料金について、それぞれの早収期間^{*2}経過後も早収料金を適用します。

また、被災されたお客さまの避難先におけるガス料金の支払期限^{*3}について、平成28年4月、5月及び6月検針分は1ヶ月間、それぞれ延長いたします。

*1 災害救助法適用地域（4月15日現在）

熊本県全域：全45市町村

*2 早収期間

検針日の翌日から20日以内（早収料金適用期間）。ガス料金のお支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合は、遅収料金（早収料金を3%割り増した料金）を適用いたします。

*3 支払期限

検針日の翌日から50日目。

以 上